

## IV 資料等

### ○藤岡市環境基本条例

平成10年3月17日

条例第12号

#### 目次

前文
第1章 総則(第1条—第7条)
第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策(第8条—第16条)
第3章 良好な環境の保全及び創造を図るための推進体制(第17条—第21条)
附則

私たち藤岡市民は、緑豊かな山々と清らかに澄んだ「鮎川」の流れなど素晴らしい自然環境の恵みのもとに、健康で文化的な生活を営んでいる。この自然と良好な環境は、多くの動植物の生存と同時に、私たちの生活の基盤となっている。

しかし、近年の社会経済活動の進展は、私たちの生活の利便性を高める一方で、生活環境の悪化や、微妙な均衡の上で成り立つ自然の生態系にも影響を与えている。

私たちは、自然から与えられた豊かな環境を享受する権利を有するとともに、この環境を子孫に引き継ぐ責務を有している。

この責務を果たすため、私たちは、あらゆる活動において環境に配慮することにより、自然と人が共生できる社会を築くことに積極的に取り組まなければならない。

私たち市民は、藤岡の良好な環境の保全及び創造を図り、史跡を大切にし、青い空と緑を育て、清潔なまちづくりを目指し、ここにこの条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、ひいては地球環境の保全に貢献することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境並びに歴史的及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって人の健康若しくは生活環境又は動植物の生育環境に被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを享受するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるように適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が日常生活又は事業活動のなかで、自主的かつ積極的に環境への負荷を低減する行動に取り組むことにより行われなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動による製品その他の物が廃棄物となった場合、その適正な処理を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動による製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるものとする。

5 事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

#### (市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する良好

な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、市の環境の現況、良好な環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況について、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

## 第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の推進)

第8条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の通り、次に掲げる事項の確保を旨とし、各種の施策の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 清流と緑豊かな自然環境の保全及び創造の推進
- (2) 環境への負荷の少ない循環型社会を目指し、公害の未然防止、省資源及び省エネルギーの推進
- (3) 廃棄物の適正処理及び減量化並びにリサイクルの推進
- (4) 美しく清潔な地域づくりの推進

2 市は、前項に規定された事項を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境基本計画の策定等)

第9条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、藤岡市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定する場合は、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに藤岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業を実施するに当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全及び創造について適正な配慮が行えるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全上の規制)

第12条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為、その他環境保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講じなければならない。

(環境保全上の誘導)

第13条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減その他の良好な環境の保全及び創造に資する活動を行うよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び情報の提供)

第14条 市は、環境教育の振興及び環境に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が良好な環境の保全及び創造についての理解を深められるために、必要な情報の提供に努めるものとする。

(調査・測定等)

第15条 市は、環境状況の把握、環境変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全及び創造のための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(連携)

第16条 市は、良好な環境の保全及び創造を行うに当たり、広域的な取組が必要と認められるものについて、国又はその他の地方公共団体に対して協力を求め、連携して必要な措置を講ずるものとする。

## 第3章 良好な環境の保全及び創造を図るための推進体制

(環境審議会の設置)

第17条 市長の諮問に応じ、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、藤岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の組織等)

第18条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民及び各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により決める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の運営)

第20条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(藤岡市環境審議会条例の廃止)

2 藤岡市環境審議会条例(平成8年条例第4号)は、廃止する。

附 則(平成15年条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

## ○藤岡市環境審議会規則

平成10年3月17日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤岡市環境基本条例(平成10年条例第12号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、藤岡市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議し、答申する。

(1) 条例第4条に規定する施策の策定に関すること。

(2) 良好な環境の保全及び創造に係る基本的事項に関すること。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

第5条 審議会に専門の事項を調査させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第6条 審議会に幹事若干名を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民環境部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

## ○藤岡市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成24年3月15日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化を図り、もって良好な環境を確保するものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(事前協議等)

第3条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を申請しようとする者(地方公共団体を除く。以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該墓地等の経営又は変更の計画(以下「墓地経営計画等」という。)について、市長と協議しなければならない。

- 2 申請予定者(前項の規定による協議を行った者で、市長がその必要がないと認めるものを除く。)は、近隣住民等(規則で定めるものをいう。以下同じ。)に対する墓地経営計画等の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地経営計画等に係る土地に標識を設置するとともに、当該墓地経営計画等についての近隣住民等への説明会を開催しなければならない。
- 3 近隣住民等は、規則で定めるところにより、前項の説明会を開催した申請予定者に対し、当該申請予定者の墓地経営計画等について、意見を申し出ることができる。
- 4 前項の規定による意見の申出があったときは、当該申請予定者は、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。
- 5 申請予定者は、第2項の規定により標識を設置し、若しくは近隣住民等への説明会を開催したとき、第3項の規定による意見の申出があったとき又は前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(墓地等の経営の許可の基準)

第4条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地等の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地等が次条及び第6条に規定する基準に適合するとともに、経営の永続性、公益性及び非営利性が確保できると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 地方公共団体が経営しようとするとき。
  - (2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人で同法の規定により登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが、永続的に自己の所有地において経営しようとするとき。
  - (3) 墓地等の経営を目的とする公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定するもの)で、主たる事務所を3年以上市内に有するものが、永続的に自己の所有地において経営しようとするとき。
- 2 市長は、法第10条第2項の規定による墓地の区域の変更の許可の申請があった場合において、当該変更後の区域における墓地の経営が、前項本文の規定に該当するほか、当該変更をする前の経営と一体性を有するものとして規則で定める要件に該当し、当該変更により墓地でなくなる区域がある場合にあっては、当該区域における改葬が完了していると認められるときでなければ、同条第2項の許可をしてはならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定は、法第10条第2項の規定による納骨堂又は火葬場の施設の変更の許可の申請があった場合について準用する。
- 4 市長は、法第10条第2項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地又は納骨堂の改葬が完了していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。ただし、当該申請に係る墓地又は納骨堂を引き続き法第10条第1項又は第2項の許可を受けて経営しようとする者がある場合は、この限りでない。

(墓地等の設置場所の基準)

第5条 墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 墓地及び火葬場については、次のとおりとする。
  - ア 河川又は湖沼から20メートル以上の距離があること。
  - イ 学校、保育所、病院、公園その他の公共施設及び住宅から120メートル以上の距離があること。
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、飲料水を汚染するおそれのない場所その他公衆衛生上支障がない土地であること。
- (2) 納骨堂については、寺院、教会等の境内地又は墓地若しくは火葬場の区域内であること。

(墓地等の施設基準)

第6条 墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地等が設置される土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、その一部を適用しないことができる。

- (1) 墓地
  - ア 墓地の境界に障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画するとともに、当該墓地の境界から内側に規則で定める緑地帯を設けること。
  - イ 墓地内には、砂利敷きその他の方法により、ぬかるみとならない構造であり、その幅員が1メートル以上である通路であって、各墳墓に接続しているものを設けること。
  - ウ 雨水等がたまらないように排水設備を設けること。
  - エ 墓地の利用者が使用しやすい位置に墳墓数に0.07を乗じて得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)以上の駐車台数を有する自動車駐車施設を設けること。
  - オ エの自動車駐車施設の出入口が、規則で定めるところにより、直接又は自動車の通行に支障がない幅を有する通路を通じて道路に接続すること。
  - カ 便所、給水設備、ごみ集積設備その他必要な設備を設けること。
- (2) 納骨堂
  - ア 納骨堂は、耐火構造とし、堂内の納骨設備は、不燃材料が用いられていること。
  - イ 納骨堂の出入口及び納骨設備は、施錠できる構造であること。
  - ウ 換気装置を設けること。

(3) 火葬場

- ア 敷地の境界には、障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画し、その出入口には、門扉を設けること。
- イ 火葬炉には、防臭、防じん等について十分な能力を有する排気ガスの再燃焼装置を設備すること。
- ウ 場内には、管理事務所、待合室、便所、遺体安置室、残灰の保管施設その他必要な施設を設けること。
- エ 遺体安置室及び残灰の保管施設は、施錠できる構造であること。

(経営者の責務)

第7条 墓地等の経営者は、墓地等の経営及び管理を行う組織及び責任体制を明確にしておかなければならない。

2 墓地及び納骨堂の経営者は、墓地及び納骨堂の使用者と契約を締結するときは、権利義務関係を明確にした書面を作成しなければならない。

(経営者等の遵守事項)

第8条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等の出入口等使用者の見やすい位置に、規則で定める事項を表示すること。
- (2) 墓地等の管理運営は、経営者が行うこと。ただし、付随的な事務については、この限りでない。
- (3) 墓地等を常に清潔に保ち、施設が破損した場合は、速やかに修繕等を行うこと。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日までに群馬県知事に対してなされた法第10条第1項又は第2項の規定による許可の申請で、施行日以後に市長が許可するものに係る墓地等の経営の許可の基準については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。次項において「整備法」という。)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人であって、公益社団法人又は公益財団法人となったものが、施行日以後に法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可の申請をした場合の当該許可に係る第4条第1項第3号(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「事務所」とあるのは、「事務所(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第77条第1項の規定により特例民法法人の登記とみなされた同法第48条第1項に規定する旧社団法人又は旧財団法人の登記に係るものを含む。)」とする。

4 施行日以後に整備法第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人が法第10条第2項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可の申請をした場合の当該変更の許可に係る第4条第1項第3号(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、その者が整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をするまでの間、同号中「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人」とする。

○藤岡市墓地等の経営の許可等に関する規則

平成24年3月27日  
規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)及び藤岡市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成24年藤岡市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第3条第1項の規定による協議(以下「事前協議」という。)は、事前協議書(様式第1号)に次に掲げる図書を添付し、法第10条第1項の規定による墓地等(墓地、納骨堂又は火葬場をいう。以下同じ。)の経営の許可(以下「経営許可」という。)又は同条第2項の規定による墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可(以下「変更許可」という。)の申請の予定日(以下「申請予定日」という。)の120日前までに、市長に提出して行うものとする。

- (1) 墓地等の周囲120メートル以内の区域の河川及び湖沼、学校、保育所、病院、公園その他の公共施設及び住宅、飲料水の水源等を明示した2,500分の1以上の縮尺の概況図
- (2) 墓地等を設置する場所を明示した25,000分の1以上の縮尺の地形図
- (3) 墓地にあつては、その区域を明らかにした図面

- (4) 納骨堂及び火葬場にあつては、建物及びその附属施設の配置図
  - (5) 条例第3条第1項に規定する申請予定者(以下「申請予定者」という。)が法人である場合は、当該法人の定款、寄附行為又は規則の写し及び登記事項証明書
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による事前協議書の提出があつたときは、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。
  - 3 申請予定者は、第1項の規定により提出した事前協議書の内容に変更がある場合は、事前協議書変更届(様式第2号)により、速やかに市長に届け出なければならない。  
(近隣住民等)

第3条 条例第3条第2項の規則で定める近隣住民等(以下「近隣住民等」という。)は、次に掲げるものをいう。

- (1) 条例第3条第1項に規定する墓地経営計画等(以下「墓地経営計画等」という。)に係る墓地等の区域の周囲120メートル以内の区域に居住し、又は土地若しくは建物を所有する者
- (2) 当該墓地経営計画等に係る墓地等の経営により、前号に掲げる者と同程度の影響を受けると認められる者  
(標識の設置)

第4条 条例第3条第2項の規定による標識は、様式第3号によるものとし、申請予定日の90日前までに、当該墓地経営計画等に係る土地の見やすい場所に設置するものとする。

- 2 申請予定者は、前項の標識を設置したときは、標識設置届(様式第4号)に次に掲げる図書を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。
  - (1) 標識を設置した場所が明示された図面
  - (2) 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等
- 3 第1項の標識は、申請予定日まで設置しておかななければならない
- 4 第1項の標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しないように設置するとともに、標識に表示された文字が不鮮明にならないように維持管理しなければならない。
- 5 申請予定者は、第2項の規定により届け出た内容に変更がある場合は、第1項の標識を変更した後、標識設置変更届(様式第5号)に第2項各号に掲げる図書を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。  
(説明会の開催)

第5条 条例第3条第2項の規定による説明会(以下「説明会」という。)は、申請予定日の60日前までに開催するものとする。

- 2 説明会は、当該墓地経営計画等に係る土地の最寄りの集会所又は公共施設等で開催するものとする。
- 3 申請予定者は、説明会を開催する場合には、その日時、場所及び方法等について、あらかじめ市長と協議するものとする。
- 4 申請予定者は、説明会の開催予定日の10日前までに、近隣住民等に対し周知を図るものとする。
- 5 説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 申請予定者の名称及び所在地
  - (2) 墓地等の名称及び所在地
  - (3) 墓地等の施設等の概要
  - (4) 墓地等の管理運営の方法
  - (5) 工事着手予定日及び工事完了予定日
  - (6) 工事の方法及び安全対策の概要
  - (7) 条例第3条第3項の規定による意見の申出期限及び方法
  - (8) その他必要な事項
- 6 市長は、説明会に関係職員を出席させることができる。
- 7 申請予定者は、説明会を開催したときは、説明会開催報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、速やかに市長に報告しなければならない。
  - (1) 近隣住民等の名簿及び説明会の出席者名簿
  - (2) 説明会で配布した資料
  - (3) 説明会の概要並びに出席者の意見及びその回答
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(意見の申出)

第6条 条例第3条第3項の規定による意見の申出は、前条第1項の説明会が開催された日から30日以内に、申請予定者に対し墓地経営等計画について意見書を提出して行うものとする。

- 2 申請予定者は、前項の意見書の提出があつたときは、速やかに市長に報告しなければならない。  
(近隣住民等との協議)

第7条 条例第3条第4項の規定による近隣住民等との協議は、前条第1項の規定による意見書の提出があつた日から20日以内に、当該意見書を提出した近隣住民等に当該意見書に対する見解を示した書類を送付し、及び十分理解が得られるよう行うものとする。

- 2 申請予定者は、前項の協議を行ったときは、協議状況報告書(様式第7号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(経営の許可の申請)

第8条 経営許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書(様式第8号)に次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、添付図書の一部の添付を省略することができる。

- (1) 別表に定める事項(以下「基本的事項」という。)を同表に定めるところにより具体的に記載した経営計画書
- (2) 次に掲げる墓地等の経営に係る財務等に関する書類
  - ア 墓地等の設置に要する費用の財源内訳書及びそれを証する書類
  - イ 直近の5年間以内で市長が指示する期間の財産目録、収支計算書、貸借対照表その他の墓地等の経営者の財務の状況を示す書類
  - ウ 資金計画を示した収支予算書
- (3) 墓地等の周囲120メートル以内の区域の河川及び湖沼、学校、保育所、病院、公園その他の公共施設及び住宅、飲用水の水源等の位置を明示した2,500分の1以上の縮尺の概況図
- (4) 墓地等を設置する場所を明示した25,000分の1以上の縮尺の地形図
- (5) 墓地にあっては、次に掲げる図面
  - ア 墓地の区域を明らかにした図面
  - イ 墳墓の区画、緑地帯、通路、排水設備、自動車駐車施設、便所、給水設備及びごみ集積設備を示した平面図及び配置図
  - ウ 排水設備の構造を示す図面
  - エ イに掲げるもののほか、構造物を設置する場合は、その配置及び構造を示す図面
- (6) 納骨堂及び火葬場にあつては、建物及びその附属施設の平面図、立面図及び配置図
- (7) 墓地等に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (8) 申請をする者が地方公共団体である場合は、墓地等の設置に係る議会の議決書の写し
- (9) 申請をする者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、当該法人の定款、寄附行為又は規則の写し及び登記事項証明書並びに墓地等の設置に係る意思決定をした旨を証する書類
- (10) 墓地等の設置に関し、他の法令の規定により許可等を要する場合にあつては、当該法令に基づく許可書等の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(変更の許可の申請)

第9条 変更許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書(様式第9号)を次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 基本的事項の変更の計画を記載した変更経営計画書
- (2) 変更事項に係る前条第2号から第10号までに掲げる図書。ただし、市長が特に必要がないと認めるものは、この限りでない。
- (3) 変更しようとする墓地等について既に受けている許可書
- (4) 変更により墓地又は納骨堂でなくなる区域がある場合にあつては、改葬が完了していることを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書  
(廃止の許可の申請)

第10条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可(以下「廃止許可」という。)を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書(様式第10号)を次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地又は納骨堂にあつては、改葬が完了していることを証する書類
- (2) 申請をする者が地方公共団体である場合は、墓地等の廃止に係る議会の議決書の写し
- (3) 申請をする者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、墓地等の廃止に係る意思決定をした旨を証する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書  
(許可書及び不許可書)

第11条 市長は、経営許可、変更許可又は廃止許可の申請があつた場合において、許可をするときは許可書(様式第11号)を、許可をしないときは不許可書(様式第12号)を当該申請をした者に交付するものとする。

(みなし許可の届出)

第12条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があつたものとみなされた者は、みなし許可届出書(様式第13号)に次に掲げる図書を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、添付図書の一部の添付を省略することができる。

- (1) 都市計画事業の許可書又は承認書の写し
- (2) 土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業の事業計画の認可を受けたことを証する書類の写し(土地利用計画図を含む。)
- (3) 墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止を確認できる書類
- (4) 墓地又は火葬場の使用及び維持管理の方法を記載した書類
- (5) 現況写真  
(墓地等の工事完了届)

第13条 経営許可又は変更許可を受けた者は、当該許可に係る墓地等の工事が完了した場合は、速やかに墓地等工事完了届出書(様式第14号)を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、当該届出に係る墓地等を使用しても支障がないと認めるときは、墓地等完成検査済証(様式第15号)を当該届出をした者に交付するものとする。

(管理者の届出)

第14条 法第12条の規定による墓地等の管理者の届出は、墓地等管理者設置届出書(様式第16号)による

ものとする。

(変更の届出)

第15条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更がある場合には墓地等変更届出書(様式第17号)に当該事項の変更を証する書類を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 別表に定めるところにより、届出を行うこととされる事項
- (2) 墓地等の所在地の表示
- (3) 経営者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (4) 経営者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (5) 管理者の本籍、住所及び氏名

(変更の要件)

第16条 条例第4条第2項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 変更する前の墓地の区域と変更により新たに墓地となる区域の面積の合計が、当該変更に係る墓地のうち経営許可を受けた墓地(以下「基準墓地」という。)の区域の面積の2倍以下であること。
- (2) 基準墓地の区域と変更により新たに墓地となる区域が接続している等その形態がひとつの墓地であると認められること。

(緑地帯の基準)

第17条 条例第6条第1号アの規則で定める緑地帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幅が1メートル以上であること。
- (2) 当該墓地の区域に対する緑地の面積の割合が20パーセント以上であること。

(接続道路の基準)

第18条 条例第6条第1号オに規定する自動車駐車施設の出入口(以下「出入口」という。)の道路への接続は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 出入口が、直接、幅員が6.5メートル以上確保された既存の道路(以下「基準道路」という。)に接続していること。
- (2) 出入口が、直接、基準道路に接することができない場合は、4.5メートル以上の幅員を有する通路を通じて基準道路に接続していること。

(経営内容の表示)

第19条 条例第8条第1号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地等の名称及び所在地
- (2) 墓地等の経営者及び管理者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)及び氏名
- (3) 経営許可に係る許可の年月日及び許可番号(変更許可を受けた場合にあっては、経営許可に係る許可の年月日及び許可番号並びに変更許可に係る許可の年月日及び許可番号)並びに許可者名
- (4) 墓地にあっては墓地の面積及び墳墓の区画数
- (5) 墓地等の全体の概略を示す平面図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(申請書等の提出部数)

第20条 この規則により市長に提出する申請書等及びその添付図書の提出部数は、正本及び副本各1部とする。

(台帳への登載)

第21条 市長は、経営許可、変更許可若しくは廃止許可をしたとき又は第15条の規定による変更の届出があったときは、必要な事項を墓地台帳(様式第18号)、納骨堂台帳(様式第19号)又は火葬場台帳(様式第20号)に記載するものとする。

(補足)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第8条、第15条関係)

区分	項目	届出の区分
1 共通事項	(1) 設置の目的	○
	(2) 名称	○
	(3) 所在地	×
	(4) 土地の地目	○
	(5) 土地の面積	×
	(6) 管理者の住所及び氏名	○
	(7) 工事予定期間	×
2 墓地	(1) 墳墓の区画数	○
	(2) 駐車場の駐車台数	○
	(3) 埋葬の有無	○



3	納骨堂	(1) 建物の構造	△
		(2) 敷地面積	○
		(3) 建物延べ面積	△
		(4) 納骨区画数	△
4	火葬場	(1) 建物の構造	△
		(2) 敷地面積	○
		(3) 建物延べ面積	△
		(4) 火葬炉の方式	×
		(5) 火葬炉の型式	△
		(6) 火葬炉の数	×
		(7) 公害防止のための装置の種類	×
		(8) 公害防止のための装置の型式	△
		(9) 前各号に掲げるもののほか、火葬場に附属する施設	△

備考

- 1の項に掲げる事項は経営許可を受けようとする墓地等の区分にかかわらず経営計画書に記載すべき事項とし、2の項から4の項までに掲げる事項は経営許可を受けようとする墓地等の区分に応じて経営計画書に記載すべき事項とする。
- 2 届出の区分欄は、当該事項について変更があった場合における届出の要否を表し、「○」については届出を要することを、「△」については当該変更が変更許可を必要としない場合に届出を要することを、「×」については届出を要さないことを表す。この場合において、「×」とされた事項は、変更許可を要さないことを表すものではない。

○藤岡市小水道条例

平成 25 年 3 月 19 日  
条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、小水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにし、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 小水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道法(昭和32年法律第177号)に規定する水道事業及び水道用水供給事業の用に供する水道、専用水道並びに貯水槽水道以外のものをいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- (2) 小水道事業 一般の需要に応じて、小水道により水を供給する事業及び当該事業を行う者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が30人未満である小水道によるものを除く。
- (3) 小水道事業者 次条の許可を受けて小水道事業を経営する者をいう。
- (4) 給水区域 事業計画において定める給水区域をいう。
- (5) 給水人口 事業計画において定める給水人口をいう。
- (6) 専用小水道 寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外的小水道であって、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- (7) 専用自家水道 学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外的小水道であって、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するものをいう。ただし、小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- (8) 小水道施設 小水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用小水道及び専用自家水道にあつては、給水施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。)であつて、当該小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者の管理に属するものをいう。

(事業の許可)

第3条 小水道事業を営もうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(経営許可の申請)

第4条 前条の許可(以下「経営許可」という。)の申請をしようとする者は、申請書に規則で定める事業計画書、工事設計書その他の書類(図面を含む。)を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(経営許可の基準)

第5条 市長は、経営許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認められる場合でなければ、経営許可をしてはならない。

- (1) 当該小水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
- (2) 当該小水道事業の計画が確実かつ合理的であること。
- (3) 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないこと。
- (4) その他当該小水道事業の開始が公益上必要であること。

(経営許可の期限等)

第6条 市長は、経営許可をする場合には、これに必要な期限又は条件を付することができる。

2 前項の期限又は条件は、公共の利益を増進し、又は当該小水道事業の確実な遂行を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該小水道事業者に不当な義務を課すこととなるものであってはならない。

(事業の変更)

第7条 小水道事業者は、給水区域、給水人口、水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 前3条の規定は、前項の許可について準用する。

(給水開始の届出)

第8条 小水道事業者は、当該小水道施設を利用して給水を開始しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(休止及び廃止)

第9条 小水道事業者は、給水を開始した後においては、市長の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(給水義務)

第10条 小水道事業者は、給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 小水道事業者は、当該小水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につき給水を停止することができる。

(設置等の届出)

第11条 専用小水道又は専用自家水道を設置した者は、規則で定めるところにより、設置の日から起算して15日以内に市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届出をした専用小水道又は専用自家水道の設置者は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(水質検査)

第12条 小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者(以下「小水道事業者等」という。)は、規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

(消毒管理)

第13条 小水道事業者等は、小水道の管理について、消毒に必要な措置を講じなければならない。

2 小水道事業者等は、水源地又は給水区域に消化器系感染症が流行し、又は流行するおそれがあるときは、規則で定める方法により滅菌した上で給水しなければならない。

(取水場等の保護)

第14条 小水道事業者等は、取水場、貯水池、導水渠、浄水場、配水池及びポンプ井にみだりに人畜が立ち入らないよう設備し、かつ、その構内は常に清潔を保持しなければならない。

(立入検査等)

第15条 市長は、小水道の布設若しくは管理又は事業の適正を確保するため必要があると認めるときは、小水道事業者等から必要な報告を徴し、又はその職員に、小水道の工事現場、事務所若しくは小水道施設のある場所に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善の指示及び給水停止命令)

第16条 市長は、小水道について、衛生上又は保安上必要があると認めるときは、当該小水道事業者等に対し、当該小水道施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 市長は、小水道事業者等が前項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該小水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、給水を停止すべきことを命じることができる。

3 市長は、経営許可を受けた者が正当な理由がなく、経営許可を受けた日の翌日から起算して6月以内に工事に着手せず、又は工事の完成予定期日の翌日から起算して3月以内に工事を完了しなかったときは、経営許可を取り消すことができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 小水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、2年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

2 みだりに小水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、1年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

第19条 経営許可を受けないで小水道事業を営んだ者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反した者
- (2) 第9条の規定に違反した者
- (3) 第10条第1項の規定に違反した者
- (4) 第10条第2項の規定に違反して水を供給しなかった者

(5) 第11条の規定による届出をしなかった者

(6) 第16条第2項の規定による給水停止命令に違反した者

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第12条の規定に違反した者

(2) 第13条の規定に違反した者

(3) 第14条の規定に違反した者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に群馬県小水道条例(昭和33年群馬県条例第67号。以下「県条例」という。)の規定により群馬県知事が行った処分、手続その他の行為又は群馬県知事に対して行われた申請その他の行為で、施行日以後に、新たに市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定により市長に対して行われた申請とみなされた申請で、施行日以後に市長が許可するものに係る許可の基準については、この条例の規定にかかわらず、県条例の規定の例による。

4 施行日前に県条例第3条の2第1項の規定による届出を行った者で、施行日に現に本市の区域において給水を行う小水道事業を営んでいるものは、小水道事業者とみなす。

## ○藤岡市小水道条例施行規則

平成25年3月29日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、藤岡市小水道条例(平成25年藤岡市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(経営許可の申請)

第2条 条例第4条の申請書は、小水道事業経営許可申請書(様式第1号)とする。

2 条例第4条の規則で定める書類(図面を含む。)は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 工事設計書

(3) 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかにする書類及び図面

3 前項第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 小水道事業の経営を必要とする理由及び小水道施設の概況

(2) 給水区域及び給水人口

(3) 給水開始の予定年月日

(4) 工事費の予定総額及びその予定財源

(5) 給水区域及び小水道施設の位置を明らかにする図面

4 第2項第2号の工事設計書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 1日最大給水量及び1日平均給水量

(2) 水源の種別及び取水地点

(3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果(原水について、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項)同表21の項から31の項までに掲げる事項を除く。)に関し行った試験の結果をいう。)

(4) 浄水方法

(5) 配水管における最大静水圧及び最小動水圧

(6) 主要な小水道施設(次に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図及び断面図

(7) 導水管渠、送水管及び主要な配水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

(8) 工事の着手及び完了の予定年月日

(小水道事業変更許可申請書等)

第3条 条例第7条第2項において準用する条例第4条の申請書は、小水道事業変更許可申請書(様式第2号)とする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、条例第7条第2項において準用する条例第4条の規則で定める書類(図面を含む。)について準用する。この場合において、前条第2項第3号の規定中「給水区域が」とあるのは「給水区域又は給水人口を変更する場合にあっては、給水区域が」と、同条第3項及び第4項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項のうち市長が必要と認める事項」と読み替えるものとする。

3 小水道事業者は、住所若しくは氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地又は名称若しくは代表者の氏名)又は小水道事業の名称その他の小水道事業経営許可申請書に記載した事項を変更するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(給水開始の届出)

第4条 条例第8条の規定による届出は、小水道給水開始届(様式第3号)に、当該小水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った検査の結果を明らかにする書類を添付して行うものとする。

2 前項の検査は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)によって行うものとする。

(休止又は廃止の許可)

第5条 条例第9条の規定により休止又は廃止の許可を受けようとする小水道事業者は、小水道事業休止・廃止許可申請書(様式第4号)に休止又は廃止をする区域を明らかにする図面を添えて、当該事業の休止又は廃止をしようとする日の1月前までに、市長に提出しなければならない。

(設置の届出等)

第6条 条例第11条第1項の規定による届出は、専用小水道・専用自家水道設置届(様式第5号)に次の書類及び図面を添付して行うものとする。

(1) 給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする図面

(2) 原水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項(同表20の項から30の項までの事項を除く。)について行った検査の結果を明らかにする書類

(3) 給水栓における水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った検査の結果を明らかにする書類

2 第4条第2項の規定は、前項第3号に規定する水質検査に係る検査の方法について準用する。

3 第1項の届出をした者がその届け出た事項を変更したときは、専用小水道・専用自家水道変更届(様式第6号)に、同項各号に定める書類及び図面のうち市長が必要と認めるものを添付して、市長に届け出なければならない。

4 条例第11条第2項の規定による届出は、専用小水道・専用自家水道休止・廃止届(様式第7号)により行うものとする。

(水質検査)

第7条 条例第12条の規定により行う定期的水質検査は、水質基準に関する省令の表1の項及び2の項に掲げる事項についてはおおむね1月ごとに、同表3の項から51の項までに掲げる事項については1年以内ごとに2回行うものとする。ただし、1年以内ごとに2回行う水質検査について、市長が検査の必要がないと認める事項については、当該検査を省略することができる。

2 条例第12条の規定により行う臨時の水質検査は、当該小水道により供給される水が水質基準に関する省令に定める基準に適合しないおそれがあるときその他市長が特に必要と認める場合に、同省令の表の上欄に掲げる事項のうち、市長が必要と認める事項について行うものとする。

3 小水道事業者及び専用小水道又は専用自家水道の設置者(以下「小水道事業者等」という。)は、前2項に定めるほか、当該小水道により供給される水について、毎日1回以上、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行うものとする。

4 小水道事業者等は、前3項に規定する水質検査を行ったときは、当該水質検査の結果を記載した書類を当該水質検査を行った日から起算して5年間保存しなければならない。

5 第4条第2項の規定は、第1項又は第2項に規定する水質検査に係る検査の方法について準用する。

(消毒その他衛生上必要な措置)

第8条 条例第13条第1項の規定により小水道事業者等が講じなければならない消毒に必要な措置は、当該小水道の給水栓における水の遊離残留塩素が0.1mg/l(結合残留塩素の場合は、0.4mg/l)以上を保持するように塩素消毒をすることとする。ただし、供給する水が病原生物に汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合においては、当該小水道の給水栓における水の遊離残留塩素が0.2mg/l(結合残留塩素の場合は、1.5mg/l)以上を保持するように塩素消毒をすることとする。

2 前項に定めるもののほか、小水道事業者等は、その供給する水が水質基準に関する省令の表に定める基準に適合するように、衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 条例第13条第2項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの滅菌用薬剤を用いて、給水栓における水の遊離残留塩素が0.2mg/l(結合残留塩素の場合は、1.5mg/l)以上を保持するように消毒することとする。

(1) 液体塩素

(2) さらし粉

(3) 次亜塩素酸ソーダ

(4) 塩素ガス

(立入検査の身分証明書)

第9条 条例第15条第2項の証明書は、身分証明書(様式第8号)とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第14号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)の施行に関し、水道法施行令(昭和32年政令第336号)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(施設基準適合確認の申請等)

第2条 法第33条第1項の申請書は、専用水道布設工事設計確認申請書(様式第1号)とする。

2 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届(様式第2号)により行うものとする。

3 法第33条第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

- (1) 専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認した場合  
専用水道布設工事設計確認通知書(様式第3号)
- (2) 専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合しないと認めた場合  
専用水道布設工事設計不適合通知書(様式第4号)
- (3) 専用水道の布設工事の設計が申請書の添付書類によっては適合するか否かを判断できない場合  
専用水道布設工事設計確認不能通知書(様式第5号)

(専用水道の給水開始前の届出)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、専用水道給水開始前届(様式第6号)により行うものとする。

(水道技術管理者の設置等の届出)

第4条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したとき、又は水道技術管理者を変更したときは、速やかに水道技術管理者設置(変更)届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(業務委託開始等の届出)

第5条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項前段の規定による業務を委託したときの届出は、専用水道業務委託開始届(様式第8号)により、同項の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は、専用水道業務委託契約失効届(様式第9号)により行うものとする。

(専用水道の廃止の届出)

第6条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに専用水道廃止届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○藤岡市簡易専用水道衛生対策要領

平成 25 年 3 月 27 日

第1 目的

この要領は、簡易専用水道の管理を適正に行うために必要な事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2 対象施設

この要領において対象とする簡易専用水道とは、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第7項に定めるものとする。但し、国の設置するものは除く。

第3 定義

- (1) 受水槽 法第3条第2項の水道事業の水道から供給される水道水を直接受けるために設けられた水槽をいう。
- (2) 高置水槽 受水槽又は中継水槽(高層建築物等で直接高置水槽へ揚水できない場合に、途中で設けて中継する水槽をいう。)から揚水ポンプによって建物の屋上等の高層で水道水を受け、下層へ供給する水槽をいう。増圧ポンプ等により直接屋上等に設置した水槽に水道水を受ける場合はこれを受水槽とする。
- (3) 有効容量 受水槽における最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用することができる容量給水管等で接続された受水槽が2つ以上ある場合はその合計容量をいう。
- (4) 貯水槽水道 水道事業の水道又は専用水道以外の水道で、水道事業から供給される水道水のみを受水槽を経由して給水する水道。受水槽の容量により簡易専用水道と小規模貯水槽水道に区分される。ただし、消防用設備等として設置されるもの及び事業所に設置されるものであって、全く飲用に供されることのないものは除く。

第4 市長への届出

簡易専用水道の設置者(以下「設置者」という。)は、次の事項について各様式により市長に速やかに届け出ること。

1 簡易専用水道を設置したとき(様式第1号)。

2 第1項の届出事項の内容に変更が生じたとき(様式第2号)

3 簡易専用水道を休止又は廃止したとき(様式第3号)。

#### 第5 水道事業者への協力

藤岡市水道事業管理者(以下「水道事業管理者」という。)は、簡易専用水道の設置者の把握及び管理の指導について藤岡市長に協力するものとし、設置者から水道事業管理者に対して給水装置の新設等の申込により把握した設置者に対しては、第4 市長への届出により藤岡市長へ届け出るよう指導するものとする。

#### 第6 設置者の管理基準

設置者は、供給する水の安全衛生を確保するために、次に定める基準に従い簡易専用水道を管理すること

##### 1 管理者

(1) 設置者は、自らが管理を行わないときは、管理を代行する管理者を定めること【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知】。

(2) 管理者は、水槽の清掃、水質検査等について専門的な知識を有する者が望ましい【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知】。

##### 2 法定検査

(1) 設置者は、当該簡易専用水道の管理について1年以内ごとに1回定期的に厚生労働大臣の登録を受けたもの(以下「登録検査機関」という。)の検査を受けること【法第34条の2第2項】。

(2) 設置者は、別表一から三に掲げる法定検査項目を遵守すること【平成15年7月23日付厚生省告示第262号】。

(3) 設置者は、法定検査の結果、飲料水の供給について衛生上の問題があるとして次のいずれかに該当すると認められたときは、速やかに対策を講ずるとともに、直ちにその旨を市長に報告すること【法第39条第3項】。ただし、当該報告は登録検査機関へ代理報告を依頼することができる【平成22年3月25日健水発第0325第5号厚生労働省通知】。

ア 汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合

イ 水槽内に動物等の死骸がある場合

ウ 給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合

エ 水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合

オ マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合

カ その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合

##### 3 水槽の掃除

(1) 設置者は、水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと【法施行規則第55条第1号】。

(2) 水槽の掃除は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以下「ビル管理衛生法」という。)第12条の2第1項第5号に規定する「建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業」の登録を受けた業者を活用することが望ましい【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知】。

##### 4 水槽の汚染防止措置

(1) 設置者は、水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように概ね毎月1回の点検を行い、欠陥等を発見したときは速やかに改善の処置を講ずること【法施行規則第55条第2号】。

(2) 設置者は、その他、地震・凍結・大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知】。

(3) 水槽の通気管及び通気笠カバーは容易に取り外せないものであること。ただし、周囲に侵入防止措置が講じられている場合は除く【平成12年5月5日付群馬県通知群衛第48号】。

##### 5 給水栓における水質検査

(1) 設置者は、水の安全性を確保するため、給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の異常の有無及び残留塩素の有無に関する検査を定期的に行い、記録すること【昭和53年4月26日環水第43号厚生省通知、平成8年7月18日衛企第81号・衛水第229号厚生省通知】。

(2) 設置者は、給水栓における定期検査は7日以内ごとに1回行うように努めること【建築物衛生法施行規則第4条第1項第7号準拠】。

(3) 設置者は、給水栓における残留塩素濃度は、遊離残留塩素は0.1mg/l(結合残留塩素の場合0.4mg/l)以上保持するように努めること【法施行規則第17条第1項第3号準拠】。

##### 6 水質異常時の措置

(1) 設置者は、給水栓において水の色、濁り、味等の状態や残留塩素が検出されない等から異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目について検査を行うこと【法施行規則第55条第3号】。

(2) 設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること【水道法施行規則第55条第4号】。

(3) 設置者は、上記の対応をしたときは、直ちに市長へ報告すること【法第39条第3項】。

##### 7 書類の整理・保管

設置者は、次に掲げる書類を整理し、備えておくこと【平成15年7月23日厚生労働省告示第262号】。

(1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面

(2) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図

(3) 水槽の掃除の記録

(4) その他の管理についての記録(点検記録、水質検査の記録等)

##### 8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用がある簡易専用水道

- (1) 建築物衛生法の規定により管理されるものであること。【建築物衛生法施行令第2条第2号イ】。  
 (2) ビル管理衛生法の規定により管理される簡易専用水道の法定検査は、書類を提出することにより検査を受けることができる。ただし当該書類はビル管理衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき記入するものとする【平成15年7月23日厚生労働省告示第262号】。

第7 市の事務

簡易専用水道に関する主な事務は、次のとおりとする。

- (1) 設置者が提出した届出を受理するときは、必要に応じ、第6設置者等の管理基準に従い設置者に対し、衛生指導を行う。  
 (2) 施設の設置状況を把握するため、簡易専用水道台帳(以下「台帳」という。)を作成し、適宜必要な加除を行う。  
 (3) 市長は、簡易専用水道が存在しなくなったにもかかわらず、設置者の所在不明等により廃止の届出がなされていないときは、施設状況を確認後、当該施設を台帳から削除することができる。  
 (4) 設置届の受水槽の有効容量は、合理的な範囲において設置者が届け出た容量とする【平成15年7月23日厚生労働省告示第262号】。

(報告の徴収及び立入検査)

第8 報告の徴収及び立入検査は、次のとおりとする。

- (1) 市長は、定期的な報告が必要であると認める施設の定期的水質検査結果等について、毎月その写しの送付を受けるものとする。  
 (2) 市長は、管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、設置者に対し必要な報告を徴し、又は簡易専用水道施設若しくは設置者の事務所に立ち入り、帳簿書類を検査し、必要な指導を行うこと【法第39条第3項】。  
 (3) 市長は、法定検査の結果、登録検査機関又は設置者等から不適の報告を受けたときは、速やかに立入検査等を行い、改善の指導を行うこと【法第39条第4項】。  
 (4) 立入検査を行うときは、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない【法第39条第4項】。  
 (5) 立入検査は、別に定める「藤岡市水道法等に基づく立入検査要領」に基づき実施することとする。  
 (6) 市長は、設置者が指示事項に従わず、給水を継続させることが当該水道の利用者の健康を阻害すると認めるときは、法第37条の規定により、指示に係る事項を履行され市長がこれを確認するまでの間、当該簡易専用水道による給水の停止を命ずることができる【法第37条】

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表一 検査事項及び判定基準(施設及びその管理の状態に関する検査)

番号	検査事項	判定基準
一	水槽の周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。 水槽周辺にたまり水、湧水等がないこと
二	水槽本体の状態	点検、清掃修理等に支障のない形状であること。 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと。 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
三	水槽上部の状態 (二に掲げるものを除く。)	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。 水槽のふたの上には水を汚染するおそれのある設備機器等が置かれていないこと。 水槽の上床盤の上には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
四	水槽内部の状態 (二に掲げるものを除く。)	汚泥、赤さび等の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。 掃除が定期的に行われていることが明らかであること。 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。 流入口と流出口が近接していないこと。 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
五	水槽のマンホールの状態	ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。

六	水槽のオーバーフロー管の状態にあること	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。
七	水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。 通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
八	水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。
九	給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。
備考 四の項の下欄については、水槽の沈積物がおおむね年間三センチメートルを超えない程度にあること。 九の項に係る検査については、別表第二に掲げる基準を満たしていない場合であって、原因が不明のときに必要に応じて行うこと。		

別表第二 検査事項及び判定基準(給水栓における水質の検査)

番号	検査事項	判定基準
一	臭気	異常な臭気が認められないこと。
二	味	異常な味が認められないこと。
三	色	異常な色が認められないこと。
四	色度	五度以下であること。
五	濁度	二度以下であること。
六	残留塩素	検出されること。
備考 一の項から六の項に係る検査においては、あらかじめ給水管内に停滞していた水が新しい水に入れ替わるまで放流してから採水すること。 一の項、二の項、四の項及び五の項に係る検査については、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）の例によること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。 三の項に係る検査については、無色透明のガラス製容器（約二百ミリリットル入り）に採水し、気泡等が上昇消失した後、肉眼で黒色紙、白色紙等を背景として透視し、沈積物及び浮遊物質の有無を含めて検査すること。なお、異常を認めた場合には、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。 六の項に係る検査については、水道水の長期間の滞留、水槽又は管の汚れ、汚水の混入による汚染等により残留塩素が消費されることに着目したものであり、検出されない場合には、その原因の究明に努めるとともに、必要に応じて他の給水栓の水、水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水についても検査すること。		

別表一 検査事項及び判定基準(施設及びその管理の状態に関する検査)

番号	検査事項	判定基準
一	書類の整理及び保存の状況	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の掃除の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。
備考 水槽の掃除の記録その他の帳簿書類とは、水槽の掃除の記録、水槽の点検の記録及び給水栓における水質検査の記録等の簡易専用水道の管理についての記録をいう。		

○藤岡市小水道条例施行規則第7条第1項ただし書の市長が検査の必要がないと認める事項等に関する要領

平成25年4月1日

(趣旨)



第1 この要領は、藤岡市小水道条例施行規則(平成24年藤岡市規則第20号)第7条第1項ただし書の市長が検査の必要がないと認める事項及び検査の頻度について定める。

(水質検査)

第2 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。)の表中9の項から11の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源の周辺及び原水の種類の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における水質検査で水質基準省令の水質基準値(水質基準省令の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下「基準値」という。)の10分の1を超えたことがないときは、おおむね5年に1回以上とすることができる。

(2) 水質基準省令の表中3の項から8の項、12の項から20の項、32の項から37の項、39の項から41の項、44の項及び45の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水源の周辺及び原水の種類の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去1年間における水質検査で水質基準省令の基準値の2分の1を超えたことがないときは、おおむね5年に1回以上とすることができる。

(3) 水質基準省令の表中21の項から31の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水源の周辺及び原水の種類の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去1年間における水質検査で水質基準省令の基準値の10分の1を超えたことがないときは、おおむね5年に1回以上とすることができる。

(4) 水質基準省令の表中42の項及び43の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、湖沼等の停滞水源でない場合は、おおむね5年に1回以上とすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行の際現に群馬県小水道条例施行規則第8条第1項ただし書の規定により検査の必要がないことが明らかであると認められる事項に関する検査を省略している小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者は、この要領の規定により市長が検査の必要がないと認める事項に関する検査を省略しているものとみなす。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

## ○藤岡市空地の清潔保持に関する取扱要綱

昭和52年10月22日

訓令第12号

(目的)

第1条 この要綱は、空地に放置された雑草、枯木又は廃棄物を除去することによって、虫害、火災又は犯罪等を未然に防止し、清潔保持に努め、以て良好な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空地 都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する都市計画区域内に所在する宅地化された土地その他の空闲地等をいう。

(2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(3) 不良状態 雑草等(これに類する灌木を含む。以下同じ。)が繁茂し、若しくは枯草が密集し、かつ、それが放置され又は廃棄物が放置されている状態で、その状態が次に掲げる場合の一以上に該当する場合をいう。

ア 犯罪又は災害の発生を誘発するおそれがあるとき

イ 人の健康を阻害し、又は阻害するおそれがあるとき

ウ 周囲の美観を著しく汚損するとき

(所有者等の責務)

第3条 空地の所有者及び管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、当該空地を自らの責任において危険な状態にならないよう常に留意するとともに、維持管理に最善の努力をしなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、空地にごみ、燃えがら、汚でい等の廃棄物をみだりに投棄してはならない。

(指導助言)

第5条 市長は、空地が危険な状態にあるとき、又は危険な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、危険な状態の除去について必要な指導又は助言をすることができる。

(措置勧告)

第6条 市長は、前条に定める指導又は助言を履行しない所有者等があるときは、当該空地の所有者に対し、期限を定めて危険な状態の除去について必要な措置を勧告することができる。

(除去の代行)

第7条 所有者等は、止むを得ない理由により履行すべき当該空地に係る危険な状態を除去することができないときは、市長にその危険な状態を除去するよう申し出ることができる。この場合において、市長

が必要があると認めるときは、当該危険な状態の除去を代行することができる。

- 2 市長は、前項の規定により、空地に係る危険な状態の除去を代行したとき、当該除去に要した費用を、当該空地の所有者等から徴収するものとする。

(空地の活用)

第8条 市長は、空地の所有者等から当該空地を公共の利用に供する旨の申し出があった場合は、公共のために利用することができる。

(委任)

第9条 この要綱の取扱いに関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## ○藤岡市公害防止施設整備資金借入金に対する利子補給要綱

昭和48年3月8日  
訓令第1号

(目的)

第1条 この要綱は、公害防止のため施設の整備を行うための資金を借入れた中小企業者に対し、その利子の一部を補給することにより、公害の防止を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 前条に規定する「施設の整備」とは、市長の指示に基づいて行う施設の整備及び国又は県等より公害防止資金を借入れて行う施設の整備をいい、「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。

(補給の範囲)

第3条 第1条に規定する利子の補給は、借入金額50万円以上1,000万円を限度とし予算の範囲内で行うものとする。

(補給金の額)

第4条 補給金の額は、前条の借入金について毎年1月1日から12月31日までの間の利子として金融機関等に支払う利子算出に係る元本に対し、年3.0パーセント以内の率で算出した額とする。ただし、金融機関等の約定利率が年4.0パーセントの利率よりも低率である場合には、当該約定利率から1.0パーセントを減じた率で算出した額とする。

(補給の期間)

第5条 利子を補給する期間は、資金を借入れた日から7年間とする。

(申請)

第6条 利子の補給を受けようとする者は、別に定める申請書(様式第1号)並びに利子支払証明願(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 施設整備計画書
- (2) 施設整備経費見積書
- (3) 資金借入れに係る契約書の写
- (4) その他市長が必要と認め指示した書類

(審査等)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査のうえその結果を申請者に通知(様式第3号)するものとする。

(補給の打切り等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、補給金の交付を打切り、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 申請に虚疑があったとき。
- (2) 市長の指示に違反したとき。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日以降の借入金から適用する。

附 則(昭和52年訓令第1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年訓令第13号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和57年7月1日以降の借入金から適用する。

附 則(平成元年訓令第10号)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成15年告示第12号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、同日以降の借入金から適用する。

附 則(平成19年訓令第46号)

この訓令は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者の工場、事業場又は店舗から発生する公害を防止するために中小企業者が自から行う公害防止施設の設置若しくは改善に対して予算の定める範囲内において必要な融資を行い公害防止の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 市内に工場又は事業所(以下「工場等」という。)を有し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者をいう。
- (2) 公害防止施設 工場等に設置される公害を防止する施設で市長が認めたものをいう。

(融資の対象)

第3条 市長は中小企業者が自から又は共同で次の各号のいずれかに該当する公害防止施設を設置し若しくは改善した場合融資するものとする。

- (1) 公害に関する法令で定める規制基準に基づく許容限度内の処理能力を有する公害防止施設
- (2) その他前号の施設に準ずるものと認めた公害防止施設

(融資)

第4条 市長は、中小企業者が自から又は共同で公害防止施設を設置し、若しくは改善(以下「融資対象事業」という。)をしようとする場合においてその資金の調達が困難であるものについて当該事業に必要な資金を融資することができる。

2 前項の規定により融資する資金の融資条件は次の各号に定めるところによる。

- (1) 融資限度額 1,000万円(共同で融資対象事業を行う場合は1,800万円とする。)
- (2) 利率年 8.25%以内
- (3) 償還期間 7年以内(うち据置期間1年以内を含む。)
- (4) 償還方法 割賦償還

(融資の方法)

第5条 前条に規定する融資は、市長と融資を行う金融機関(以下「金融機関」という。)が協議して行うものとする。

2 市長は金融機関が前条の規定により融資を行った場合は当該金融機関に対して、その融資の額の3分の1を限度として資金を預託するものとする。

3 前項の規定による預託金は無利子とし、預託期間は預託を行った年度の末日までとする。

4 金融機関が行った融資の期間が翌年度以降にわたるときは、市の予算の範囲内において各年度における平均融資残高(延滞額を除く。)の3分の1以内を限度として資金を預託することができる。

(融資の申請)

第6条 融資を受けようとする者(以下「融資決定者」という。)は、公害防止施設整備資金融資申請書(様式第1号)に事業計画書その他市長が指示する書面を添えて市長に提出しなければならない。

(融資の決定)

第7条 市長及び金融機関は、前条の申請者について調査し、両者協議のうえ適当と認めたものに融資を決定し、申請者に公害防止施設整備資金融資決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更届)

第8条 前条の通知を受けた者は、当該融資対象事業にかかる事業計画書を変更しようとするときは、あらかじめ公害防止施設整備資金融資事業計画変更申請書(様式第3号)により市長の承認を得なければならない。

(着手及び完了届)

第9条 融資決定者は、融資対象事業に着手し又は融資対象事業が完了したときは、公害防止施設整備資金融資事業着手・完了届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(検査)

第10条 市長は、前条の完了届を受理したときは、市長が指名する職員をして検査を行うものとする。

2 前項の職員は、当該検査が完了したときは速やかに公害防止施設整備資金融資事業検査報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(報告)

第11条 金融機関は、第4条の規定による融資について一般貸付と区分して処理するとともに当公害防止施設整備資金融資報告書(様式第6号)を市長の指定する日までに報告するものとする。

(取消し及び返還)

第12条 市長は、この要綱による融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは融資を取消すとともに既に交付した融資について市又は金融機関にその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他の不正行為により融資を受けたとき。
- (2) 融資対象事業に着手せず又は当該事業の完了する見込みがないとき。
- (3) この要綱に基づく規定等に違反したとき。
- (4) その他市長において不相当であると認めたとき。

(補則)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

- 附 則  
この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。  
附 則(昭和56年訓令第2号)  
この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。  
附 則(昭和57年訓令第14号)  
この要綱は、昭和57年7月1日から施行する。  
附 則(平成元年訓令第11号)  
この要綱は、平成元年4月1日から施行する。  
附 則(平成18年訓令第2号)  
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則(平成19年訓令第45号)  
この訓令は、公布の日から施行する。

## ○藤岡市狂犬病予防法に関する規則

平成 12 年 3 月 24 日  
規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 犬の所有者は、法第4条第1項の規定による申請をしようとするときは、犬の登録等申請書(様式第1号)に藤岡市狂犬病予防法関係手数料条例(平成17年条例第55号。以下「条例」という。)に定める手数料を添えて、市長に提出しなければならない。

(鑑札の再交付の申請等)

第3条 犬の所有者は、狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。)第6条第1項の規定による申請をしようとするときは、犬の鑑札等再交付申請書(様式第2号)に条例に定める手数料を添えて、市長に提出しなければならない。

2 犬の所有者は、省令第6条第2項の規定により犬の鑑札を提出しようとするときは、犬の鑑札等発見届(様式第3号)に当該鑑札を添え、市長に提出しなければならない。

(届出の様式)

第4条 犬の所有者は、法第4条第4項の規定による犬の死亡、犬の所在地の変更並びに犬の所有者の氏名及び住所の変更並びに同条第5項の規定による犬の所有者の変更を届け出ようとするときは、犬の登録事項変更等届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(注射済票の交付の申請)

第5条 犬の所有者は、省令第12条第2項の規定により注射済票の交付を受けようとするときは、犬の登録等申請書に条例に定める手数料を添えて、市長に提出しなければならない。

(注射済票の再交付の申請等)

第6条 犬の所有者は、省令第13条の規定による申請をしようとするときは、犬の鑑札等再交付申請書に条例に定める手数料を添えて、市長に提出しなければならない。

2 犬の所有者は、省令第13条第2項の規定による注射済票を提出しようとするときは、犬の鑑札発見届に当該注射済票を添え、市長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第111号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

## ○藤岡市群馬県の生活環境を保全する条例施行規則

平成 12 年 9 月 30 日  
規則第35号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 騒音及び振動に関する届出及び処分

第1節 特定工場等に関する届出及び処分(第3条～第10条)

第2節 特定建設作業に関する届出及び処分(第11条・第12条)

第3節 飲食店営業等に関する処分(第13条)

第3章 公害防止責任者に関する届出(第14条・第15条)

第4章 雑則(第16条～第20条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県の実生活環境を保全する条例(平成12年群馬県条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

## 第2章 騒音及び振動に関する届出及び処分

### 第1節 特定工場等に関する届出及び処分

(騒音特定施設等の設置の届出)

第3条 条例第64条第1項の規定による届出をする者は、騒音特定施設等設置届出書(様式第1号)の正本及びその写し1通を市長に提出しなければならない。

2 条例第64条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工場又は事業場の事業内容
- (2) 常時使用する従業員数
- (3) 騒音特定施設等の型式及び公称能力
- (4) 騒音特定施設等の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第64条第2項(条例第65条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、特定工場等及びその付近の見取図とする。

(経過措置に伴う届出)

第4条 条例第65条第1項の規定による届出をする者は、騒音特定施設等使用届出書(様式第2号)の正本及びその写し1通を市長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(騒音特定施設等の数等の変更の届出)

第5条 条例第66条第1項の規定による届出をする者は、条例第64条第1項第3号に掲げる事項の変更の届出にあっては騒音特定施設等の種類ごとの数変更届出書(様式第3号)、条例第64条第1項第4号に掲げる事項の変更の届出にあっては騒音等の防止の方法変更届出書(様式第4号)の正本及びその写し1通を、市長に提出しなければならない。

2 条例第64条第1項第3号に掲げる事項の変更の届出書には、当該変更に係る騒音特定施設等の種類ごとに第3条第2項第3号及び第4号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 条例第66条第1項ただし書に規定する規則で定める範囲は、条例第64条第1項、第65条第1項又は第66条第1項の規定による届出に係る騒音特定施設等の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音特定施設等の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合とする。

4 条例第66条第2項において準用する条例第64条第2項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、第3条第3項に規定するものとする。

(騒音特定施設等の設置等の届出に係る受付書)

第6条 市長は、条例第64条第1項、第65条第1項又は第66条第1項の規定による届出を受けたときは、受付書(様式第5号)を当該届出をした者に交付するものとする。

(計画変更勧告)

第7条 条例第67条の規定による勧告は、騒音特定施設等計画変更勧告書(様式第6号)によってするものとする。

(改善勧告及び改善命令)

第8条 条例第68条第1項の規定による勧告は、騒音特定施設等改善勧告書(様式第7号)によってするものとする。

2 条例第68条第2項の規定による命令は、騒音特定施設等改善命令書(様式第8号)によってするものとする。

(氏名の変更等の届出)

第9条 条例第70条第1項において準用する条例第20条の規定による届出をする者は、条例第64条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の届出にあっては氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(様式第9号)、特定工場等に設置する騒音特定施設等のすべての使用の廃止の届出にあっては騒音特定施設等使用廃止届出書(様式第10号)の正本及びその写し1通を市長に提出しなければならない。

(承継の届出)

第10条 条例第70条第2項で準用する条例第21条第3項の規定による届出をする者は、騒音特定施設等(指定事業場)承継届出書(様式第11号)の正本及びその写し1通を市長に提出しなければならない。

### 第2節 特定建設作業に関する届出及び処分

(特定建設作業の実施の届出)

第11条 条例第71条第1項及び第2項の規定による届出をする者は、特定建設作業実施届出書(様式第12号)の正本及びその写し1通を市長に提出しなければならない。

2 条例第71条第1項第5号に規定する規則第109号で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 特定建設作業に使用される群馬県の実生活環境を保全する条例施行規則(平成12年群馬県規則第109号)別表第16に規定する機械の名称、型式及び仕様
- (3) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

- (4) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 3 条例第71条第3項の規定により第1項の届出書に添付しなければならない書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。  
(改善勧告及び改善命令)
- 第12条 第8条第1項の規定は条例第72条第1項の規定による特定建設作業の改善等の勧告について、第8条第2項の規定は条例第72条第2項の規定に基づく特定建設作業の改善等の命令について、それぞれ準用する。

### 第3節 飲食店営業等に関する処分

第13条 第8条第1項の規定は条例第77条第1項の規定による飲食店営業等及び特定営業の改善等の勧告について、第8条第2項の規定は条例第77条第2項の規定による飲食店営業等及び特定営業の改善等の命令について、それぞれ準用する。

### 第3章 公害防止責任者に関する届出

(公害防止責任者の選任等の届出)

第14条 条例第87条第2項の規定による届出をしようとする者は、公害防止責任者を選任した日から30日以内に、公害防止責任者選任(死亡・解任)届出書(様式第13号)の正本及びその写し1通を市長に提出しなければならない。公害防止責任者が死亡したとき又はこれを解任したときも、同様とする。

(公害防止責任者の承継の届出)

第15条 条例第88条で準用する条例第21条第3項の規定による届出をする者は、騒音特定施設等(指定事業場)承継届出書(様式第11号)の正本及びその写し1通を市長に提出しなければならない。

### 第4章 雑則

(立入検査の身分証明書)

第16条 条例第125条第2項の証明書は、様式第14号のとおりとする。

(フレキシブルディスクによる手続き)

第17条 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及びフレキシブルディスク提出書(様式第15号)を提出することにより行うことができる。

- (1) 様式第1号(別紙を含む。)による届出書
- (2) 様式第2号(別紙を含む。)による届出書
- (3) 様式第3号(別紙を含む。)による届出書
- (4) 様式第4号(別紙を含む。)による届出書
- (5) 様式第9号による届出書
- (6) 様式第10号による届出書
- (7) 様式第11号による届出書
- (8) 様式第12号(別紙を含む。)による届出書
- (9) 様式第13号による届出書

(フレキシブルディスクの構造)

第18条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 日本工業規格(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に定める日本工業規格をいう。以下同じ。)X6221に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- (2) 日本工業規格X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ  
(フレキシブルディスクへの記録方式)

第19条 第17条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

- (1) トラックフォーマットについては、前条第1号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X6222、同条第2号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X6224又はX6225
- (2) ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X0605
- (3) 文字の符号化表現については、日本工業規格X0208附属書一

2 第17条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X0201及びX0208による図形文字並びに日本工業規格X0211による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第20条 条例第64条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X6221又はX6223によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- (1) 届出者又は報告者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 届出年月日又は報告年月日

#### 附 則

- 1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 藤岡市群馬県公害防止条例施行規則(平成12年規則第11号)は、廃止する。

附 則(平成19年規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第1号)  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○藤岡市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成21年3月27日  
告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤岡市地域新エネルギービジョンの基本方針に基づき、地球温暖化防止対策の一環として環境への負荷の少ない新エネルギーの導入を促進するため、住宅用太陽光発電システムを設置し、使用する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、藤岡市補助金等に関する規則(昭和42年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付対象となる住宅用太陽光発電システム(以下「対象システム」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たしたものをいう。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適しているもの
- (2) 低圧配電線と逆潮流有りて連系しているもの
- (3) 太陽電池の最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュール(財団法人電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は、同等以上の性能・品質が確認されているもの)の公称最大出力(日本工業規格又はIEC等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。)の合計値(キロワット表示とし、小数点以下2位未満は四捨五入する。))とする。以下同じ。)が10キロワット未満の太陽光発電システムであるもの
- (4) 設置前において、使用に供されたことのないもの
- (5) 増設、改修等のために設置したものでないもの
- (6) 対象システムにより発電した電力が、次条第1号に規定する住宅の居住部分において消費されるもの
- (7) 電力会社電力系統との系統連系及び電力受給の開始日(以下「事業完了日」という。)が、第6条第1項に規定する住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請兼実績報告書の提出日の属する年度内であるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に自ら居住する住宅(店舗、事務所その他これらに類するものとの併用住宅を含む。ただし、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。)若しくは市内に自ら居住する住宅の同一敷地内にある倉庫の屋根等に対象システムを設置した者であること、又は自ら居住するため市内の対象システムが設置された住宅を購入した者であること。
- (2) 市内に住所を有する者であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。ただし、補助対象者が転入者であり、市税を滞納していないことが証明されない場合にあっては、前住所地の市町村において滞納していないこと。
- (4) 第6条第1項に規定する提出期限までに、同項に規定する住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請兼実績報告書が提出できること。
- (5) 対象システムを設置した建物等の所有者が補助金の交付を受けようとする者以外の場合にあっては、書面により当該所有者から設置承諾を受けていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象システムの設置に要する費用であって、別表に掲げる費用(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1キロワット当たり2万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力(キロワット表示で小数点以下2位未満については切り捨てるものとし、4キロワットを上限とする。)を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付申請兼実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業完了日から起算して60日以内又は事業完了日の属する年度の3月28日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請兼実績報告書(様式第1号。以下「交付申請兼実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの出力対比表
- (2) 対象システム設置概要書(様式第2号)
- (3) 対象システムの設置に係る契約書の写し
- (4) 対象システムの設置に係る領収書の写し
- (5) 領収書内訳書(様式第3号)
- (6) 電力会社との電力受給契約を締結したことを証する書類の写し
- (7) 電力受給契約に基づく電力購入を開始した日を証する書類の写し
- (8) 対象システム(太陽電池モジュール、インバータ・保護装置及び余剰電力販売用電力量計)の設置状況が確認できる写真
- (9) 対象システムの設置場所を示す図面

- (10) 市税に滞納がないことを示す証明書(発行後3箇月以内のものに限る。)。ただし、第3条第3号ただし書の規定に該当する者は、前住所地の市町村において発行された証明書とする。
- (11) 申請者の住民票(発行後3箇月以内のものに限る。)
- (12) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査すると共に補助金交付の適否を決定し、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、速やかに住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づく請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(手続の代行)

第9条 申請者は、第6条第1項の交付申請兼実績報告書及び前条第1項の請求書について、対象システムを販売する者等(以下「手続代行者」という。)に手続を代行させることができる。

- 2 申請者は、前項の規定により手続を代行させる場合は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請事務手続代行届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 3 手続代行者は、依頼された手続を誠意をもって実施するものとし、また、本手続の代行を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

(管理)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)について、取得した日から法定耐用年数を経過する日までの間(以下「管理期間」という。)は、対象システムを善良な管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅における電力の消費の用に充てなければならない。

- 2 補助事業者は、管理期間内において、天災等自己の責めに帰すべきことのできない事由で取得財産が毀損又は滅失したときは、取得財産毀損・滅失届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は、管理期間内において、取得財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消す場合は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定取消し通知書(様式第9号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定に基づき交付決定を取り消した場合又は第10条第3項の承認を行った場合は、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の返還を求める場合は、住宅用太陽光発電システム設置費補助金返還命令通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の返還を求められたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(協力要請)

第13条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて対象システムの運転状況に関するデータの提供その他の協力を要請することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、応じるよう努めるものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第53号)

この告示は、平成21年6月1日より施行する。

附 則(平成21年告示第95号)

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成21年10月1日から施行し、改正後の藤岡市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)第3条第1項第1号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の藤岡市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定に基づいてなされた処分、手続きその他の行為は、改正後の要綱の相当規定によってなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

(補助金交付申請手続の特例)



- 3 改正後の要綱第3条第1項第1号に規定する同一敷地内にある倉庫の屋根等に対象システムを設置する者で、平成21年4月1日からこの告示の施行の日の前日までに対象システムの設置工事等に着手した者については、第6条及び第7条第2項の規定にかかわらず、改正後の要綱第9条第1項の規定による交付申請兼実績報告書の提出を行うことができるものとする。この場合において、交付申請兼実績報告書の提出期限は、平成21年12月25日までとし、改正後の要綱第9条第2項の規定は適用しないものとする。

附 則(平成23年告示第63号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第18号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第18号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第1号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	太陽電池モジュール 架台 接続箱 直流・交流側開閉器 インバータ・保護装置 余剰電力販売用電力量計 その他対象システムの設置工事に係る費用
--------	---

○藤岡市スズメバチ駆除費補助金交付要綱

平成23年3月14日  
告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除した者に対し、駆除費用の一部を補助することについて、藤岡市補助金等に関する規則(昭和42年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スズメバチ」とは、ハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市内においてスズメバチが営巣している土地若しくは建物の所有者、管理者又は賃借する個人であること。(国、地方公共団体及び事業者は除く。)
- (2) 駆除業者(ハチ等の駆除を業とする業者をいう。)によりスズメバチの巣を駆除すること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、駆除するのに要した費用の2分の1に相当する額とし、1万円を限度とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、駆除に要した費用の領収書に記載された領収日から起算して30日以内に、スズメバチ駆除費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 駆除に要した費用の領収書
- (2) 駆除前と駆除後の状況写真
- (3) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査すると共に補助金の交付の適否を決定し、スズメバチ駆除費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者は、速やかにスズメバチ駆除費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、規則第9条の各号に定める事項に該当するときは、補助金の交付を受けた者に対し、支給した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項に規定する命令を受けた者は、定められた期限内に返納しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第16号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年告示第9号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年告示第28号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

○藤岡市地域美化活動推進事業補助金交付要綱

平成 26 年 3 月 31 日

告示第38号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民、サークル、企業等（以下「市民等」という。）と市が協働してごみのないきれいな公共空間を創出することを推進するため、市民等による団体が行う美化活動に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、藤岡市補助金等に関する規則（昭和42年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体は、10人以上の市民等による団体で、年3回以上の美化活動第3条第1項各号に掲げるものに限る。）を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体は、対象としない。

- (1) 既存の1団体を本事業のために分割した団体
- (2) 国、県等による同種事業の支援を受けている団体
- (3) この要綱の目的に合致しないと認められる団体

(対象活動)

第3条 補助金の対象となる美化活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路側溝の清掃
- (2) 道路又は河川の除草又は清掃
- (3) 公園等（神社仏閣等は除く。）の除草若しくは清掃又は草花の植栽

2 不法投棄の監視のみの活動又は空き缶若しくはごみを拾うのみの活動は、対象外とする。

(対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) ボランティア保険等の保険料
- (2) 草刈り機等の機器の借上げ料及び燃料代
- (3) 作業用の手袋等活動のために必要な消耗品代
- (4) 飲み物代
- (5) 草花の種苗代

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、2万円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、地域美化活動推進事業補助金交付申請書（様式第1号）を6月30日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により交付申請を受けた場合は、ただちにこれを審査し、その結果補助金を交付することと決定したときは、地域美化活動推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定により交付決定された補助金の交付を受けようとする団体は、地域美化活動推進事業補助金交付請求書（様式第3号）に地域美化活動推進事業活動報告書（様式第4号）、決算書又は収支精算書その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、美化活動実施前においても補助金の交付請求をすることができる。この場合において、添付書類は、美化活動終了後30日以内又は補助金の交付申請をした日の属する年の翌年の2月28日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、当該団体の美化活動が指定の条件に従っているかどうか等を調査し、適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

(変更又は中止)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体が美化活動の内容を変更し、又は中止しようとするときは、地域美化活動推進事業補助金等交付決定変更申請書（様式第5号）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 予定された美化活動を実施しないとき。
- (2) 不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(藤岡市地域美化活動推進事業実施要綱の廃止)

2 藤岡市地域美化活動推進事業実施要綱(平成21年告示第11号)は、廃止する。

## ○藤岡市グリーン購入基本方針

「国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号以下「グリーン購入法」という。)第10条第1項の規定に基づき、本市における「グリーン購入基本方針」を策定し、グリーン購入の取組の推進を図ります。

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮し、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性をもっています。

### 1 目的

この方針は、グリーン購入を推進することにより、職員の環境配慮意識の向上を図るとともに、環境に配慮した製品を購入することにより、事業活動や消費活動から発生する環境への負荷を軽減することを目的とします。また、調達総量の抑制や省エネルギーなどを実践し行政コストを削減することも目的とします。

### 2 対象範囲

市のすべての機関が行う物品等の購入とします。(指定管理者制度を導入している施設については、本方針に基づいた購入を行うよう協力を要請します。)

### 3 基本的な考え方

物品等の購入にあたっては、その価格や品質だけでなく、環境への配慮をできる限り考慮します。そのためには、次の購入基準に基づき、購入の目的に支障のない範囲で、環境負荷の低い物品等の購入を行います。

#### ○ 購入基準

##### (1) 購入の必要性の検討

①購入の必要性を十分に検討し、適正な量とすること。

##### (2) 購入する物品等の選定

①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用および放出が削減されていること。

②第三者機関の認定する環境ラベル(エコマーク・グリーンマーク・国際エネルギースタープログラム等)を取得したものを選択すること。

③長期間の使用ができること。

④リサイクルが可能であること。

⑤再生された素材や再使用された部品を多く使用していること。

⑥廃棄するとき処理や処分が容易なこと。

⑦包装等が過剰でないこと。

##### (3) 物品等の使用

①適正な管理を行い、機能、効果が活かせるよう長期使用の徹底に努めること。

②省資源、省エネルギーを考慮し、有効利用に努めること。

### 4 調達目標

用途上やむを得ない場合を除いて、別表1「グリーン購入基準表(重点品目)」に掲げる品目については、調達目標を100%とします。

### 5 購入にあたっての留意事項

(1) 別表1「グリーン購入基準表(重点品目)」に指定されている物品を購入するときは、原則として「購入基準」を満たす物品の中から購入します。

(2) 「重点品目」以外の物品を購入する際は、できるだけ環境負荷が少ない物品等を選択してください。

### 6 購入実績の取りまとめ及び公表

(1) 各所属の環境管理活動推進者は、別表1「グリーン購入基準表(重点品目)」に定める物品の購入状況を集約し、別表2「グリーン購入実績報告書」にまとめ、四半期ごとに環境課に送付してください。

※各四半期のグリーン購入実績報告書の提出期限は下記のとおりとします。

- ① 第1四半期(4～6月分)……7月15日

- ② 第2四半期(7～9月分)……10月15日
- ③ 第3四半期(10～12月分)……1月15日
- ④ 第4四半期(1～3月分)……4月15日

- (2) 環境課は、各所属から提出された重点品目の購入実績を取りまとめ、藤岡市地球温暖化対策実行計画に基づく環境管理推進会議に報告します。
- (3) 環境管理推進会議は上記報告に基づき評価を行い、必要に応じて目標や取組内容等の見直しを行います。
- (4) 本方針、購入実績については、ホームページ等により公表します。

#### 7 施行時期

本方針は、平成25年度の購入分から適用します。

### ○藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成5年9月27日  
条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)その他の法令の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進、適正な処理及び清掃に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第2条 市長は、法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画として、一般廃棄物の処理に関する基本的事項について定める基本計画及びその基本計画を実施するために必要な毎年度の事業についての実施計画をそれぞれ定めるものとする。

- 2 市長は、前項の基本計画については当該計画を定めたときに、実施計画については毎年度の初めに、それぞれ告示するものとする。

(一般廃棄物の処理)

第3条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には管理者とする。以下同じ。)は、その土地又は建物内で生じる一般廃棄物の自己処理に努めるとともに、自己処理できない一般廃棄物については、市長が定める分別収集の方法に適合するよう適切な措置を講じた後、市の収集に従って所定の曜日に所定の場所に搬出する等、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

- 2 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物を一時に30キログラム以上排出する場合で、その処分を市に依頼するときは、市に申し出なければならない。
- 3 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら処分できないときは、市が指定する処理施設に自ら運搬し、又は一般廃棄物の収集運搬若しくは処分を業として行う者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(一般廃棄物の再利用)

第4条 土地又は建物の占有者は、再利用が可能な物の分別等を行うとともに、集団回収等の活動に協力する等一般廃棄物の再利用に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、再生資源(再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第1項に規定する再生資源をいう。)及び再生品の利用に努めなければならない。
- 3 市は、再利用が可能な一般廃棄物の分別収集及び市の処理施設での資源の回収等により、一般廃棄物の再利用に努めなければならない。

(一般廃棄物の処理手数料)

第5条 市は、一時に1,000キログラム以上の一般廃棄物のうちごみ若しくは粗大ごみ(特定家庭用機器一般廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。以下同じ。))を除く。)を処分するときは、その超える部分又はし尿を収集、運搬及び処分するときは、土地又は建物の占有者から手数料として別表第1に定める額を徴収する。

- 2 市は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物のうちごみ又は粗大ごみを処分するときは、事業者(事業者が一般廃棄物の運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託したときは、当該一般廃棄物収集運搬業者)から手数料として別表第1に定める額を徴収する。
- 3 前2項の規定によるごみ又は粗大ごみの排出量については、計量施設により計算する場合を除き、市長の認定するところによる。

(特定家庭用機器一般廃棄物運搬手数料)

第5条の2 市は、土地又は建物の占有者が、特定家庭用機器一般廃棄物(特定家庭用機器再商品化法第9条の規定により小売業者が引き取らなければならない廃棄物を除く。)を市が指定する保管場所へ自己搬入するときは、当該土地又は建物の占有者から、保管場所から特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する製造業者等の指定引取場所までの運搬に関する手数料として、別表第1に定める額を徴収する。

(手数料の徴収方法)

第6条 前2条の規定による手数料は、市が発行する納入通知書により徴収する。ただし、し尿処理手数料についてはこの限りでない。

(手数料の減免)

第7条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第5条及び第5条の2に定める手数料を減免することができる。

(申請手数料)

第8条 法第7条第1項、第2項、第4項、第5項又は第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可、一般廃棄物収集運搬業の許可の更新、一般廃棄物処分業の許可、一般廃棄物処分業の許可の更新、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の範囲の変更の許可の申請をしようとする者又はこれらの許可を受けた者(以下「許可業者」という。)で許可証の再交付の申請をしようとする者は、当該申請の際別表第2に定める手数料を納めなければならない。

(従業員証)

第9条 許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に従事する者について、規則で定めるところにより、一般廃棄物収集運搬業従業員証又は一般廃棄物処分業従業員証(以下これらを「従業員証」という。)の交付を受けなければならない。

2 従業員証の交付の申請をしようとする者又は再交付の申請をしようとする者は、当該申請の際別表第2に定める手数料を納めなければならない。

(申請手数料の徴収方法)

第10条 前2条の規定による手数料は、市が発行する納入通知書により徴収する。

(市が処理する産業廃棄物)

第11条 法第10条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障がない範囲内のものとし、規則で定める。

(産業廃棄物の処理費用)

第12条 市は、前条の規定により産業廃棄物を処理した場合は、事業者から当該廃棄物の処理に要する費用として別表第1に定める額を徴収する。

(産業廃棄物処理手数料の徴収方法)

第13条 前条の規定による手数料は、市が発行する納入通知書により徴収する。

(廃棄物減量等推進審議会)

第14条 市長の諮問に応じ一般廃棄物の減量等に関する事項を調査、審議するため、藤岡市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第15条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の規定は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項の規定は、平成6年1月分の一般廃棄物処理手数料から適用し、平成5年12月分までの一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

(鬼石町の編入に伴う経過措置)

- 3 鬼石町の編入の日前に、鬼石町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年鬼石町条例第31号）の規定により一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理業従業員証の交付を受けたものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成7年条例第3号)

この条例は、平成7年6月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第13号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第6号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第41号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第88号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行（中略）する。

附 則(平成21年条例第10号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)抄

(施行期日)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第5条、第5条の2、第12条関係）

区分	単位	金額	摘要	
一般廃棄物	1 ごみ	10kgにつき	200円	
	2 粗大ごみ (著しく破損又は腐食して特定家庭用機器一般廃棄物に該当しないものを含む。)	1kgにつき	30円	清掃センターで収集する場合
	3 し尿	1 定額制(人頭割)によるもの		
		ア 世帯割(基本料金)	100円	
		イ 月1回収集する場合 1人につき	260円	一般家庭の収集が15日を超え、1か月に満たないものは1か月とし、15日に満たないものは半額とする。
		ウ 月2回以上収集する場合、2回目からイに加算する額 1世帯1回につき	260円	
		2 従量制(収集量)によるもの 1回の収集量 36リットルにつき	260円	36リットルに満たないものは36リットルとする。
4 特定家庭用機器 一般廃棄物(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)	1個につき	1,500円		
産業廃棄物	10kgにつき	300円		

備考 手数料は、この表により算出された額に100分の8を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額）を加算する。

別表第2（第8条関係）

区分	単位	金額
一般廃棄物収集運搬業許可証交付手数料		

一般廃棄物処分業許可証交付手数料	1件につき	5,000円
一般廃棄物収集運搬業更新許可証交付手数料		
一般廃棄物処分業更新許可証交付手数料		
一般廃棄物収集運搬業変更許可証交付手数料		
一般廃棄物処分業変更許可証交付手数料		
一般廃棄物収集運搬業許可証等再交付手数料	1件につき	2,500円
一般廃棄物処分業許可証等再交付手数料		
従業員証交付手数料	従業員1人につき	1,000円
従業員証再交付手数料	従業員1人につき	500円

○藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成5年9月27日  
規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年条例第16号。以下「条例」という。)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定める。

(大掃除計画の告示)

第2条 法第5条第2項の規定による大掃除は、毎年1回以上行うものとし、その日時、区域及び方法等の計画を告示する。

(一般廃棄物の処理の申出)

第3条 条例第3条第2項に規定する一般廃棄物の処分又は動物の死体を自ら処分しないときは、一般廃棄物処理申込書(様式第1号)により、市長に申し出るものとする。

(納入通知書の期間及び納期)

第4条 条例第6条及び第13条に規定する納入通知書(様式第2号)による期間及び納期は次のとおりとする。

期間	納期
月の初日から末日まで	翌月の末日まで

(世帯、世帯人員及び収集量等の基準)

第5条 条例別表第1に規定する世帯、世帯人員及び収集量等の基準は、次のとおりとする。

(1) 定額制によるもの

ア 一般世帯でくみ取り便所を有し、居住人員がおおむね一定しているもの

イ 改良式無臭トイレで非水洗式のもの

ウ アパート等でくみ取り便所が一つで共同利用のもの

エ 一般世帯に準ずる店舗、作業場等でくみ取り便所を有し、使用人員がおおむね一定しているもの

オ 1人1か月の排出量は36リットルを標準とする。

カ し尿手数料の基礎となる世帯及び世帯人員の算定期日は、収集した日の属する月の初日とし、月の途中で世帯人員に異動を生じた場合の人員の更正はその翌月に行う。

(2) 従量制によるもの

ア 官公庁、学校、事務所、工場、料理屋、飲食店、映画館、病院及び集会施設等で便所の使用人員が不特定多数であるもの

イ 改良式無臭トイレで水洗式のもの

ウ くみ取り便所で洗たく水等を投入するもの

エ くみ取り便所と浄化槽があるもの

オ 便槽の不備による浸水その他の理由による不良便槽のもの

カ その他定額制により難しいもの

2 前項に定めるほか、し尿処理に関する認定は、市長が行う。この場合、認定書(様式第3号)を使用者に交付することにより行うものとする。

(一般廃棄物の許可申請)

第6条 法第7条第1項又は第6項に規定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物/収集運搬/処分/業許可申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。

2 法第7条第2項又は第7項に規定する一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物/収集運搬/処分/業許可更新申請書(様式第5号)により許可期間の満了する日の30日前までに、市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可申請)

第7条 法第7条の2第1項に規定する、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者(以下「許可業者」という。)の事業の範囲の変更をしようとするときは、一般廃棄物/収集運搬/処分/業の事業範囲変更許可申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。

(許可証の交付)

- 第8条 市長は、第6条又は前条の申請があった場合、内容を審査し、これを許可したときは、一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証（以下「許可証」という。様式第7号）を交付する。
- 2 前項の許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 第1項の許可証を亡失又は破損したときは、直ちに一般廃棄物／収集運搬／処分／業許可証再交付申請書（様式第8号）を市長に申請し、再交付を受けなければならない。  
（廃止又は変更の届出）
- 第9条 法第7条の2第3項の規定による届出は、廃止又は変更の日から10日以内に一般廃棄物収集運搬・処分業／廃止／変更／届出書（様式第9号）により市長に届け出なければならない。  
（休止の届出）
- 第10条 許可業者は、その営業を休止しようとするときはその1か月前までに、一般廃棄物収集運搬・処分業休止届出書（様式第10号）により、市長に届け出なければならない。  
（許可の取消し等）
- 第11条 市長は、許可業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
- (1) 法、条例又はこの規則に違反したとき。  
(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。  
(3) 法第7条第5項又は第10項に規定する許可の基準又は許可証の許可条件に適合しなくなったとき。  
(4) 正当な理由がなく、1か月以上業務の全部又は一部を休止したとき。  
(5) 市外から排出された廃棄物を市の処理施設に運搬し、処分したとき。  
(6) その他市長の指示に従わず不適正な行為を行ったとき。
- 2 市長は、前項の規定による許可の取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、一般廃棄物／収集運搬／処分／業許可取消書（様式第11号）又は一般廃棄物／収集運搬／処分／業業務停止命令書（様式第12号）により行うものとする。  
（改善命令）
- 第12条 法第19条の3の規定による改善命令は、一般廃棄物／収集運搬／処分／業改善命令書（様式第13号）により行うものとする。  
（許可証の返納）
- 第13条 許可業者は、次の各号の一に該当するときは、10日以内に許可証を市長に返納しなければならない。
- (1) 許可の期間が満了したとき。  
(2) 許可を取り消されたとき。  
(3) 一般廃棄物処理業を廃止したとき。
- 2 許可業者が死亡、合併又は解散したときは、相続人、合併後存続する法人の代表者又は精算人は、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、当該許可証を返納しなければならない。
- 3 許可業者が第13条の規定により、その事業の全部の停止を命ぜられたとき又は第12条の規定により休止するときは、許可証を市長に一時返納しなければならない。  
（従業員証）
- 第14条 許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に従事する者（以下「従業員」という。）の住所、氏名、職名及び生年月日を記載した文書（様式第14号）を市長に提出して、一般廃棄物処理業従業員証（以下「従業員証」という。様式第15号）の交付を受けなければならない。
- 2 許可業者は、従業員に従業中は常に従業員証を所持させなければならない。
- 3 従業員証を所持しない者は、業として行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に従事することができない。
- 4 従業員証の有効期間は、当該従業員が属する許可業者の許可期間内とする。
- 5 従業員が退職その他の理由により一般廃棄物の収集、運搬及び処分に従事しなくなったときは、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、当該従業員証を返納しなければならない。
- 6 従業員証の取扱いについては、本条に定めるもののほか、第8条第2項及び第3項の規定を準用する。  
（遵守事項）
- 第15条 許可業者は、市長が必要と認めて指示した事項に従わなければならない。  
（市が処理する産業廃棄物）
- 第16条 条例第11条に規定する規則で定める産業廃棄物の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 紙くず  
(2) 木くず  
(3) 繊維くず  
(4) ガラスくず  
(5) その他市長が特に認めた産業廃棄物
- 2 前項の処理は、次の場合に行うものとする。
- (1) 小規模業者が1日1回1,000キログラム以下の廃棄物を、市の指定するごみ処理施設又は埋立処分の場所に自ら搬入する場合  
(2) 市長が特に認めた場合  
（産業廃棄物処理の申出）
- 第17条 前条の規定による産業廃棄物の処理を受けようとする者は、産業廃棄物処理申請書（様式第16号）により市長に申請しなければならない。  
（審議会の所掌事項）



第18条 条例第14条に規定する廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (2) ごみの減量化及び再生利用の推進及び方策に関すること。
- (3) 分別収集計画に関すること。
- (4) その他一般廃棄物処理業務推進上必要と認める事項

（審議会の構成）

第19条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 住民の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 廃棄物処理業者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

（会長の職務）

第20条 会長は、審議会の会務を総理し、審議会の会議の議長となる。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（審議会の会議）

第21条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の幹事）

第22条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、第18条に規定する会務を処理する。

（報酬及び費用弁償）

第23条 審議会の委員に対する報酬及び費用弁償の支給については、藤岡市特別職の職員で非常勤のものに報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第79号）の定めるところによる。

（審議会の庶務）

第24条 審議会の庶務は、清掃センターにおいて処理する。

（審議会の運営）

第25条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（委任）

第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条ないし第25条の規定は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第9条第1項の規定により交付された一般廃棄物処理業許可証は、改正後の藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第8条第1項の規定により交付された許可証とみなす。

3 この規則の施行前に改正前の規則第16条第1項の規定により交付された従業員証は、改正後の規則第14条第1項の規定により交付された許可証とみなす。

4 前項に規定する場合のほか、この規則の施行前に改正前の規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続きは、改正後の規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続きとみなす。

（鬼石町の編入に伴う経過措置）

5 鬼石町の編入の日前に、鬼石町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年鬼石町規則第3号）の規定により一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理業従業員証の交付を受けたものは、この規則の相当規定により許可及び交付を受けたものとみなす。

附 則（平成7年規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の藤岡市職員の職の設置に関する規則第3条の規定による「主幹」及び「主査」は、改正後の藤岡市職員の職の設置に関する規則第3条による「課長補佐」及び「係長代理」の職に補されたものとみなす。

附 則（平成9年規則第6号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第25号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第65号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第23号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## ○藤岡市資源集団回収事業奨励補助金及び助成金交付要綱

平成13年12月25日

告示第62号

(目的)

第1条 この要綱は、市民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる有価物を回収する団体に対し奨励補助金(以下「補助金」という。)を交付し、及びこの有価物を引き取る業者に対し助成金を交付することにより、ごみの資源化及び減量化を図り、もって生活環境の保全に資することを目的とし、補助金及び助成金の交付に関しては、藤岡市補助金等に関する規則(昭和42年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金及び助成金の交付対象者)

第2条 補助金交付対象団体は、市内に住所を有する者で組織される営利を目的としない登録団体(以下「団体」という。)とする。

2 助成金交付対象事業者は、前項の団体が回収した有価物を引き取る市内の登録業者(以下「業者」という。)とする。

(補助及び助成対象事業)

第3条 この制度の補助対象事業は、団体が有価物(紙類、布類、ビン類、缶類及びペットボトルをいう。)を回収し、その有価物を業者に引き渡すことをいう。

2 この制度の助成対象事業は、業者が団体から引き取った有価物を有価物卸先業者に引き渡すことをいう。

(補助及び助成単価等)

第4条 補助金額は、有価物1キログラムにつき8円を乗じて得た額とする。

2 助成金額は、社会情勢の変化、市場流通事情等の変動を反映させて算出するものとし、当分の間は0円とする。

3 前2項の規定に基づき算出した金額の合計額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(団体の登録及び変更)

第5条 団体は、藤岡市資源集団回収事業実施団体登録申請書(様式第1号)により、あらかじめ登録しなければならない。

2 団体の内容に変更が生じたときは、速やかに藤岡市資源集団回収事業実施団体内容変更届出書(様式第2号)を提出するものとする。

3 市長は、第1項の申請に基づき登録をした日からおおむね2年ごとに、当該登録をした団体の補助金の交付申請の状況等を確認し、当該登録をした団体が補助対象事業を行う見込みがないと認めるときは、当該登録を抹消することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該登録を抹消しようとする団体にその旨を通知するものとする。

(業者の登録及び変更)

第6条 資源集団回収事業に参加協力しようとする業者は、藤岡市有価物取扱業者登録申請書(様式第3号)により、あらかじめ登録しなければならない。

2 業者の内容に変更が生じたときは、藤岡市有価物取扱業者内容変更届出書(様式第4号)を提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、藤岡市資源集団回収事業奨励補助金交付申請書(様式第5号)を、次の各号に掲げる区分に応じ、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1四半期(4月から6月まで)の事業実施分 7月10日まで
- (2) 第2四半期(7月から9月まで)の事業実施分 10月10日まで
- (3) 第3四半期(10月から12月まで)の事業実施分 1月10日まで
- (4) 第4四半期(1月から3月まで)の事業実施分 3月末日まで

2 前項の申請書には、業者の発行する仕切伝票、藤岡市資源集団回収事業実績報告書(様式第6号)及び藤岡市資源集団回収事業奨励補助金請求書(様式第7号)を添付しなければならない。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする業者は、藤岡市資源集団回収事業助成金交付申請書(様式第8号)を前条第1項各号に掲げる区分に応じ、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、仕切伝票、藤岡市資源登録団体別事業集計表(様式第9号)及び藤岡市資源集団回収事業助成金請求書(様式第10号)を添付しなければならない。

(補助金及び助成金の交付決定)

第9条 市長は、前2条による申請を受けたときは、これを審査し、補助金及び助成金の交付を決定したときは、藤岡市資源集団回収事業奨励補助金及び助成金交付決定通知書(様式第11号)により、当該団体及び業者に通知するものとする。

(補助金及び助成金交付決定の取消等)

第10条 市長は、団体及び業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金及び助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) その他不適当と認められる事実があったとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成14年告示第48号)

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成19年告示第9号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第20号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

## ○藤岡市ボランティア清掃用ごみ袋交付要綱

平成27年3月27日

告示第3362号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会等の各種団体又は個人が、公共用地等で行うボランティア清掃活動を支援するため、ボランティア清掃用ごみ袋を無料で交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用地等 国、県及び市が所有又は管理する土地で、公共の用に供している道路、河川、公園及び調整池等の用地をいう。
- (2) ボランティア清掃 公共用地等を自主的かつ主体的に、無償で行う清掃活動をいう。
- (3) ボランティア清掃用ごみ袋 公共用地等のボランティア清掃の際に排出される一般廃棄物を収納するため、市が交付するごみ袋をいう。

(ボランティア清掃用ごみ袋の交付)

第3条 市長は、ボランティア清掃を行う個人又は団体の代表者に対しボランティア清掃用ごみ袋を交付する。

2 ボランティア清掃用ごみ袋は、次の各号に掲げるボランティア清掃を行うものの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める枚数を限度に交付する。

- (1) 個人 1回の申込につき10枚
  - (2) 団体 1回の申込につき、ボランティア清掃に参加する人数に10を乗じた枚数で500枚を上限とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項の限度を超えて当該必要とする枚数を交付することができる。

(交付申請)

第4条 ボランティア清掃用ごみ袋の交付を受けようとする者は、ボランティア清掃用ごみ袋交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにボランティア清掃用ごみ袋を交付するものとする。

(遵守義務)

第5条 ボランティア清掃用ごみ袋の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ボランティア清掃用ごみ袋は、ボランティア清掃によるごみの搬出以外の用途に使用してはならない。
- (2) ボランティア清掃用ごみ袋は、第三者に譲渡してはならない。

(ボランティア清掃用ごみ袋の返還)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、ボランティア清掃用ごみ袋を市長に返還しなければならない。

- (1) ボランティア清掃用ごみ袋が不要となったとき。
- (2) 前条に規定する遵守義務に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、ボランティア清掃用ごみ袋の交付を受けたとき。

(受付簿の整理)

第7条 市長は、ボランティア清掃用ごみ袋交付簿(様式第2号)を整備し、ボランティア清掃用ごみ袋の交付について管理するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、ボランティア清掃用ごみ袋の交付に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。